

北朝鮮の山奥にある「強制収容所」をなくすため、多くの人びとに呼びかけています。

nf-staff@netlive.ne.jp



<http://nofence.jp>

VOL. 30

2014年7月

〒102-0093 千代田区平河町 1-5-7-203 TEL&FAX 03-3262-7473 【郵便振替口座】NO FENCE / 00180-1-707147

INDEX

NO FENCE 最近の活動 & 収容所関連ニュース	2
北朝鮮の道筋をはっきり語った権孝真さん	3
芝田弘之さん（90歳）からの手紙—日朝協議合意への最後の願い—	7
北朝鮮の宗教弾圧—北朝鮮人権 COI 報告（詳細な事実認定）より—	11
7月の学習会お知らせ	20

🦋 訂正とお詫び

29号3面に掲載した「NO FENCE 2013年度 活動報告」に誤りがありました。お詫びして、以下の通り訂正します。

(×) 「白血病闘病明けの荒井世話人来場」



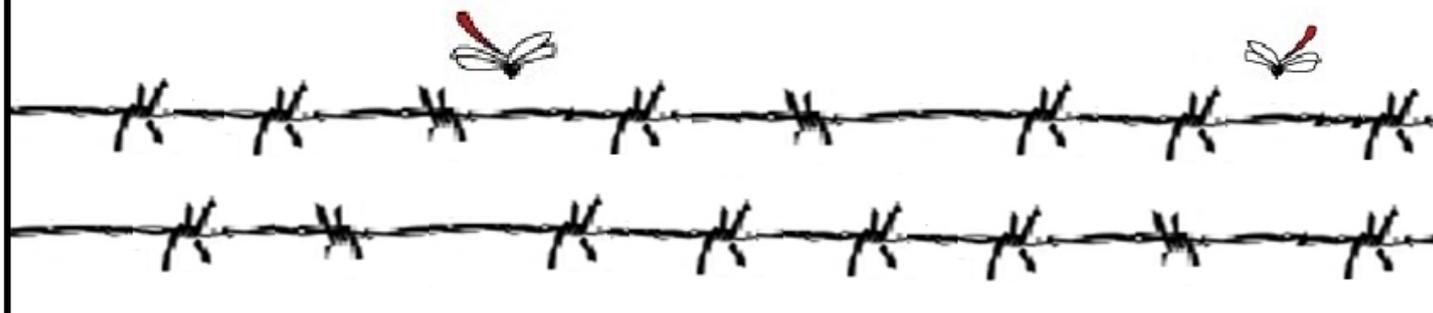
(○) 「リンパ腫の肥大（一種のガン）闘病明けの荒井世話人来場」

〔……〕 一度入れば再び生きては出られない政治犯収容所の警備隊員として八年。その間、私は数ある収容所のうちでも“地獄の中の地獄”といわれる「完全統制区域」に勤務してきた。

そこには魂を持った「人間」は一人もいなかった。警備隊員は自ら人間性を捨てて地獄の魂と化し、政治犯たちは人間としての尊厳をことごとく奪われた骨と皮だけの「話す動物」でしかなかったのだ。〔……〕

1997年3月
安明哲(アン・ミョン Chol)

安明哲（池田菊敏訳）
『北朝鮮 絶望収容所——完全統制区域の阿鼻地獄』
KKベストセラーズ、1997年、17頁。



NO FENCE 最近の活動&収容所関連ニュース

- ▷5月 1日 北朝鮮、第2回国連人権理事会「普遍的定期審査 (UPR)」
(強制収容所の存在については依然として否定)
- ▷5月 12日 北朝鮮の徐世平 (ソ・セピョン) ジュネーブ代表部大使、国連人権理事会議長に書簡を送付 (米国と韓国の人権侵害を告発)
- ▶5月 25日 十条駅前映画「神から遣わされた人」のチラシ入りのティッシュを配布 (小川、宋、山下、細村、木村、李)
- ▷5月 30日 国連人権高等弁務官事務所、北朝鮮の人権侵害を継続的に監視する地域拠点 (field-based structure) を韓国に設けると発表
- ▶6月 7日 講演会「絵解き 北朝鮮全巨里教化所」 於：人権ライブラリー
講師：権孝真さん (デイリーNK 記者)
- ▷6月 9日 祖国平和統一委員会のスポークスマン、韓国に国連「北人権事務所」を設置することを決定した「かいらい一味を糾弾する」声明を発表
- ▷6月 13日 マルズキ・ダルスマン国連北朝鮮人権状況特別報告者、国連人権理事会に報告書 (A/HRC/26/43) を提出
- ▷6月 18日 マルズキ・ダルスマン国連北朝鮮人権状況特別報告者、国連人権理事会で北朝鮮の人権状況について報告し、それに関するインタラクティブ・ダイアログに参加

北朝鮮の道筋をはっきり語った権孝真さん

副代表 小川晴久 

去る6月7日、通訳を含めての3時間にわたる全巨里教化所体験者権孝真さんの証言は、教化所（刑務所）に関して実に沢山のことを教えて下さったが、最初の挨拶と結びの言葉が、聴く人の心を捉えた。そのことから報告を始めたい。

労働党员であった彼が7年間の刑務所暮らしと5年間の自由社会での暮らしの結果、今つくづく思うことは、「人権という言葉さえ知らず、人権なく生きてきたこと、幼稚園から大人になって今日まで、ただ一人（金日成一注）のために生きてきたことが、残念でならない」ということであると。

始めの自己紹介の中で語られたこのメッセージ程見事な指摘を私は聴いたことがない。権さんは何で刑務所にいれたのか。ある人（後で朝鮮戦争の時に捕虜となって北に留め置かれていたひと）から2千ドルの換金を頼まれ、便宜を図ったと言う罪。強制収容所送りになる所をいい成分（党员）であったため、警察扱いになったという。それでも15年の労働教化刑。彼が7年間で出てこれたのは、お姉さんが継続して賄賂を収めたからという。出身成分がよく、真面目な人柄であったから、囚人グループの班長（班は33）をさせられたと思う。昔、造形家に成ろうとして勉強したことが有ったと言うから、彼は絵がうまかった。当日の証言は彼が描いた刑務所内の絵を基に、その説明をしてもらう形で進行した（集会の題目は、「絵解き全巨里教化所の実態」）。絵の説明とその合間に彼が語ったことの中から、印象に残ったことを、整理してご紹介する。



一、北朝鮮の刑務所（教化所）は12か所

私は強制収容所（管理所）のひどさに衝撃を受け、その廃絶のために活動してきたので、専ら強制収容所に関心を絞ってきた。价川の女子刑務所の体験を語った李順玉さんの証言〔『北朝鮮 泣いている女たち』（KKベストセラーズ）〕に驚きながらも、強制収容所の体験者姜哲煥氏らが、管理所（収容所）と教化所（刑務所）は違うとして一緒にされるのを嫌ったので、私は教化所（刑務所）への関心を持たないできた。NKDBの金尚憲さんらの調査で、教化所でも全巨里と五老（オロ）と甑山（ジュンサン）の三つは管理所と同じ位ひどい実態であることを知るに及んで、この三つの教化所まで関心は広がった。しかし、今回権さんに質問して、北朝鮮で



は教化所が全体で 12 しかないことを知った。韓国では 40～50 (権さん談)、日本は 6 2 (集会参加者がスマホで調べてくれる)。北朝鮮には教化所の下に、集結所(軽犯罪)、労働鍛錬隊(6か月から2年まで服役)があるので、それも含め、かつ人口比で考えれば、少ないとは言えない。隠し続けている管理所もあることだし。それにしても私は北朝鮮の教化所(刑務所)の数を知らなかったのである。

二、全巨里教化所のこと

(1) 全巨里教化所の囚人の内訳

- ▶ 5 割 脱北者、不法越境者
- ▶ 2 割 宗教がらみ(基督教信者、迷信行為)
- ▶ 3 割 窃盗、国家財産毀損者(例えば牛殺し—15年教化刑)

(2) 全巨里教化所の一日

- ▶ 6時起床、7時までに朝食、7時～12時懲罰労働、12時～1時昼食、1時～6時懲罰労働、6時～7時総括(作業総括の結果が夕食に反映される)、7時～8時夕食、8時～10時学習(金父子教示、新年の辞などの暗唱)
- ▶ 作業ノルマを達成すると3級飯が支給される(次の食事の項参照)。
- ▶ 学習時も伏し目で膝附姿勢を強要される。

(3) 食事

トウモロコシを管(くだ)ごと砕き、粉にしたトウモロコシめし。1級めしは縦9cm、横(直径)6cmの円柱形一杯の量。3級めしは縦6cm、横6cm。等級で1センチずつ減らされる。極度に量も少なく、栄養も不足なのでネズミは大好評。ネズミ1匹は3食と交換される。生で食べてもおいしい(権さん談)。

どういふわけか、教化所のネズミは太っている。死体置き場の人肉を食べているからか。食物の話は厳禁。食物の話をしている奴を私（権）はよく殴った。食物の話を聴くと汗が出てくる。余計に体が消耗するから（消耗のことを嗜血と称していた）。よく食物の話をするものは中国生活をしたもの。全巨里はジャガイモとトウモロコシしかとれない。

（4）虚弱度

- ▶ 虚弱 1 度 体重 42 kg 以下、
- ▶ 虚弱 2 度 38 kg 以下（肛門開く）、
- ▶ 虚弱 3 度 28 kg 以下（動けない）

死体埋葬作業の希望者多い。支給される食事の量が多いからという。

（5）死の台車——伐木運搬作業に事故が多い

山から大木を下におろす。降ろす作業中に下敷きになる事故あり。地上でそれを台車まで引いていく。一人で 10 メートルに及ぶ大木を。片足の囚人が大木を運ぶ絵があるが、権さんが描いたものか（傷痕軍人と言っていた）。台車につんだ木材が崩れ落ちて下敷きになって死ぬ事故あり。

（6）囚人は看守の目を見てはならない

看守と目を合わせたら、厳罰に処せられる。房内でそうすると、同室の者も一緒に罰せられる。こういうことは体験者の話を聴かないと分からない。権さんの話の中で一番ショックを受けたのは、この指摘であった。管理所のなかではこのような話を聴いたことがある。看守や指導員と道ですれ違う時みんな頭を下げていなければならないと。しかし鼓の国は刑務所でも同じだとは、余程人権を無視した国である。「自由を奪われた者（囚人その他一注）も人道的に且つ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる」（「市民的政治的権利に関する国際規約」第 10 条）を批准した国（北朝鮮は 1981 年批准）がこの体たらくである。 毎日の夜の学習会も一日の重労働で疲れた体を膝頭を付けて伏し目で前のめりの姿勢で 2 時間も耐えなければならぬとは。

三、国際人権規約は見たことも、聴いたこともない

北から脱出したインテリたちも人権という言葉を知ったことがないと言っていた（現在梨花女子大学で栄養学の教師をしていると思う李エランさんを日本に招いた時の証言）。私は質疑応答の時聞いてみた。国際法の載っている六法全書のようなものはあるのかと。答えは国際人権法は見たことも聴いたこともない、国内法でも、自分の仕事に関した法律しか見る機会がないと。この証言も貴重であった。

四、人間らしく生きられるような国に早くしたい

権さんが脱北して自由社会〈韓国〉で過ごした5年間はとても重要な意味を持っていた。人権というものを知り、人間らしい生き方を知ったからである。看守たちは自分たちが悪いことをしているとは思っていないという。何とかして外の世界のこの人間らしい生き方、考え方を知らせなければならない。私はその思いで今活動をしているという。食糧支援しても考え方は何も変わらない。食糧支援より、外の情報を入れることだという。



南北の統一よりも、北の人々が人間らしく生きられるように早くしたいというのが、権さんの結びの言葉であった。

絵の素養のある教化所体験7年の方の絵を通して全巨里教化所の実態を知るというイメージの集會に臨んだが、それを語る権孝真さんが全身で訴えていたのは、祖国の人々も、自分が自由社会で体験できた人間らしく生きられることへの渴望であった。人権の思想のある資本主義社会を評価しつつ、資本主義社会は隣人への関心がない、北にはそれがある、家族もまた北にいる。このようなバランス感覚を持った彼の切なる願いは、北朝鮮が歩むべき道である。それを知って、深い感銘を覚えた証言集會であった。

会報の原稿を募集します

「NO FENCE」では、年に6回（1・3・5・7・9・11月）会報を発行しており、会報への原稿は随時募集中です。

- ・北朝鮮強制収容所体験者の本を読んで感じたこと
- ・「NO FENCE」の活動についての提言
- ・映画『北朝鮮強制収容所に生まれて』や『神から遣わされた人』を観た感想など

北朝鮮の強制収容所について日頃から思っていたことを気軽にお寄せください。みなさまからの積極的なご投稿をお待ちしております。（字数制限なし、匿名投稿可）

☛お問い合わせ yi_ew@hotmail.com（編集者）

芝田弘之さん(90歳)からの手紙

——日朝協議合意への最後の願い——

副代表 小川晴久 

家の前で転んで、車椅子生活になり、外出が出来なくなったので、今後会報や集会案内は一切止めていただきたいという手紙が昨年暮れ届いていた芝田弘之さんから、最近〈6月6日消印〉手紙が舞い込んだ。1960年1月新潟港から北朝鮮に帰国した芝田孝三さんのお兄さん、弘之さんからである。

寝たきりで、1日3時間だけ車椅子に座ると言う生活なので、字も書けなくなったと言う説明を交え、そのお手紙は要点のみの箇条書きであったが、冒頭に「今度、北朝鮮のことで(今回の日朝協議合意での意——小川)芝田孝三についても関係する可能性があるように存じます」と書かれていた。そのあと6つの箇条書きが添えてあった。

一か所判読できないところがあったので、お電話したところ、電話口に出られ、説明して下さった。今回の合意内容で、弟のことも調査の中にはいるので、弟が死んでいるならその命日、遺品があるのなら一つでもいい、芝田家としては頂きたい、遺品はないならいい、命日がわからないと、多磨墓地にある芝田家の墓に刻むこともできない、私は90歳になった、寿命もあと1年か2年であろう、自分が死ぬ前に弟のことをきちんとしたい、弟は生きたままになっている、何とか今回の調査で命日だけでもはっきりさせてもらいたいという趣旨であった。手紙には関係資料が同封されていた。私は自分の不明を恥じ、ここで問題点を整理し、調査に当る日本政府の関係者にお兄さんの最後の願いが伝わるよう、また会員の皆さんや日本のマスコミの皆さんにも併せて、この場を借りて、お伝えしようと思う。



今回の日朝協議の合意事項

「日本側は、北朝鮮側に対し、1945年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨及び墓地、残留日本人、いわゆる日本人配偶者、拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する調査を要請した。

北朝鮮側は、過去北朝鮮側が拉致問題に関して傾けてきた努力を日本側が認めたことを評価し、従来の立場はあるものの、全ての日本人に関する調査を包括的かつ

全面的に実施し、最終的に、日本人に関する全ての問題を解決する意思を表明した。」

芝田孝三氏は日本国籍を遺している。「いわゆる日本人配偶者」の中に当然入る。

週刊文春（1992年12月10日号）が芝田孝三氏の受難を取り上げる

「北朝鮮強制収容所に日本人が——東北大卒のエリートがスパイ罪——」
この記事で以下のことが記された。

1960年1月29日の新潟からの帰国船で芝田孝三・申性淑夫妻帰国。

1962年頃逮捕さる。日本人妻たち20人ほどが3年後の里帰りの約束を果せと朝鮮労働党本部前で要請行動をしたとき要請の仕方など頼まれて協力したのを、背後から指導したと言う嫌疑で逮捕。国家保衛部で2年取り調べを受けて、1964年10月17日スパイ罪で正式に逮捕され、20年の刑でピョンサン市の収容所に収監。3・4年後にケチョン郡の政治犯収容所に送られる。最後の収容所が勝湖里政治犯収容所。1984年10月17日に刑期満了なのに釈放されず引き続き留め置かれる。以上の情報を提供したのは強制収容所を脱出した関係者、芝田孝三氏の子息を知る朝鮮総連の関係者とし、記されていない。週刊文春のこの号は、芝田孝三氏が1984年以後刑期を終えたのに勝湖里収容所に引き続き収容されているという記事で終わっている。

アムネスティー本部が動き出す

前記週刊文春の記事を受けて、アムネスティー本部が調査を開始した。週刊文春に情報を提供した勝湖里収容所で芝田さんと一緒だったと言う人をインタビューして1993年10月に「北朝鮮に関する文書；良心囚：芝田一家」と言う文書を世界に発表し、北朝鮮当局にも問い合わせた（アムネスティーの文書記号は、ASA 24/04/93）。その内容で注目されるのは、1990年12月現在、芝田孝三氏は勝湖里収容所にまだ囚われていたという指摘である。奥さんの申性淑さんの行方も不明であるとしている。

北朝鮮側の芝田孝三氏死亡通知内容

アムネスティー本部のこの問い合わせに、8か月後の1994年6月9日、北朝鮮はアムネスティー本部のピエール・サネ事務総長宛に、芝田孝三一家は1990年3月18日の列車脱線転覆事故で、一家全員死亡したと言う回答をしてきた。以下はその内容である。

「芝田孝三氏とその家族

わが国には芝田孝三という氏名の者がいないため、1960年1月以降わが国に来

た男性から特定しようと関係当局が慎重に調査をおこないました。長期の調査の結果、日本から来たキム・ホ・ナム氏が芝田孝三氏であることが判明しました。

芝田孝三は、在日朝鮮人の申性淑（シン・ソンスク）夫人と共に朝鮮民主主義共和国に来てから名前を変更しました。彼は1960年1月以降家族と共に居住していた際、国家軍事機密を収集し、外国諜報機関に手渡しました。スパイ活動容疑で逮捕され、1964年11月に20年の禁固を宣告されました。服役中に他の囚人に反国家陰謀を扇動し、裁判の結果、さらに6年の禁固が加重されました。彼は1990年1月20日に釈放されています。

申性淑（シン・ソンスク）夫人と3人の子どもたちは、キム・ホ・ナムが逮捕されてから1974年7月まで、ピョンヤン市チュンワ区のサムソク・リに住んでいました。その後ピョンアン南道のムンドク・ウフップに移り、1990年3月18日までそこに居住していました。

キム・ホ・ナムは釈放されてから、ピョンアン南道のムンドク・ウフップで家族と再会しました。キム氏とその家族はハムギョン南道のタンチョン市リョンダエ・ドンに住む予定でしたが、そこに向かう列車が1990年3月18日事故に遭い、キム氏一家も他の乗客とともに死亡しました。

お問い合わせの上記の個人に関しお知らせが遅れたことをご理解ください。この遅れは貴団体への協力を惜しむがゆえでないことを誤解なきように。芝田孝三氏とその家族が氏名を変更され、不慮の事故のため死亡されたことによって、調査が困難なものになったことが理由であります。」

勝湖里収容所で同室であったと言う黄龍水さんの証言

上記の週刊文春の記事を知ったお兄さんの芝田弘之氏は週刊文春の記者と連絡を取り、情報提供者の一人黄龍水氏の存在を知り、1993年中国まで出かけ、同氏に会う。黄氏は中国系の朝鮮人で、勝湖里収容所で芝田孝三氏と一時期同室であったと言う。中学しか出ていなかった年下の黄氏は孝三氏から人間としての生き方を教わり、とても感銘を受けたと言う。同室にもう一人関係の受刑者がいて、3人のうち一番早く出所した者が、他の二人の家族に二人の消息を伝えると言う約束をしたという。黄氏がいち早く出所したので、先ず北朝鮮を脱出し、韓国の家族を尋ねるが、その家族はうちにはそんな息子はいないと面会を拒否したと言う。そこで芝田孝三氏の家族を尋ねようとしたところ、消息が分からず、週刊文春の記者の知る所となり、上記の記事となったようだ。北京で黄氏と会った芝田弘之氏ご夫妻は、氏からいろいろ孝三氏のことを知ることが出来た。芝田孝三氏が朝鮮名を名乗ったことはなく、日本に強く帰りたがっていたこと、孝三氏から人間の生き方など沢山の

ことを教わったということ、また黄氏がとても記憶力のいい人であったことも感じ取った。

前記アムネスティーの文書（1993年10月）によれば、芝田孝三氏は1990年12月には勝湖里収容所にいたという注目すべき証言が紹介されている。アムネスティー本部の東アジア担当のピエール・ロベール氏は黄龍水氏にインタビューをしている。この証言は黄龍水氏によるのは間違いない。黄龍水氏は1990年12月に勝湖里収容所を出所したと証言していたからである。その後黄龍水氏は自分の記憶間違いで出所は1989年12月と訂正しているらしいが、黄龍水氏を1994年秋芝田弘之さんが日本に招いたとき、黄氏はホテルで北朝鮮系の者から脅され、大阪講演をキャンセルして北京へ帰ってしまい、また中国に脱出していた息子3人も北朝鮮側の工作人員に北朝鮮に拉致されると言う迫害を受けたので、記憶間違い云々はその影響ではないかと推察される。記憶力のいい黄氏が出所した年を間違えるのも変である。1990年12月まで芝田孝三氏は収容所にいたと言う当初の証言は、1990年3月18日の列車脱線事故で芝田一家全滅と言う北朝鮮側の回答を覆す。黄氏の記憶間違いとなれば、北朝鮮側の回答は救えるからである。

北朝鮮側の回答の問題点

- (1) 1990年3月18日列車脱線転覆事故で一家全員死亡と言うが、どこで脱線転覆したのか明らかにしていない。アムネスティー本部が1995年の4月・5月に北朝鮮を訪問した時、北朝鮮側はその事故は新義州と清津間の橋でレールが外れ、7車両が川に落ちたと言う追加報告をしてきたが、芝田一家が住んでいた平安南道のムンドク邑から移住先の咸鏡南道のタンチョン〈端川〉市に向かうには不自然な路線である。朝鮮半島を横断するにはもっと南の路線を通るのが自然である。
- (2) 死亡した事故者の名簿も芝田夫妻の名前以外は他の全てが黒く塗りつぶされていたと言うのも、不自然である。
- (3) 一家全員と言うが、1960年1月帰国した当時いた先夫の子2人ハ30歳以上であり、1961年に生まれた女の子でも29歳で、それぞれ結婚していた可能性もあり、これらの人全部が全員載っていて全員死亡したと言うのも極めて不自然である。このうち何人かは生きている可能性がある。
- (4) 1990年1月で所説が正しいとして、芝田孝三氏の身体はひどく傷んでいた筈である。2か月後の3月18日に長距離列車に乗って移動できる体ではない。
- (5) 黄龍水氏の1990年12月勝湖里収容所出所説には信憑性がある。アムネスティーのピエール・ロベール氏が黄氏にインタビューした時にそう証言して

いるので、それを勘違いと言って後で訂正しなおした黄氏の訂正は不自然である。

今回の特別調査委員会で調査すべきこと

- (1) 少なくとも1990年3月18日に起きたとされる列車脱線事故の現場はどこで、死亡者の名簿の所在と内容を確認すること。墨で塗りつぶしたと言う名簿のオリジナルがある筈である。
- (2) 芝田家の遺家族がどこかに生きている筈である。遺家族がいれば墓や遺品がある筈である。それを是非調査していただきたい。
- (3) 1990年3月18日死亡説は芝田家としては受け入れがたい。また仮にそうだとしてもアムネスティーへの北朝鮮側の文書だけでは、日本の戸籍で弟の死亡を記録できないと芝田弘之氏は役所で言われたと言う(北朝鮮と国交のないことも加わって)。弟は永遠に生きたままにされるのは、兄としても忍びない。私(弘之氏)の寿命のあるあと1・2年で何とか解決していただきたい。



以上、去る3月で90歳になられた兄の弘之氏からいただいた手紙の趣旨と資料から、整理をした次第です。弘之氏の最後の願いがかなうよう日本政府の交渉担当者には、くれぐれもお願いする次第です。マスコミ諸氏も広く取り上げて、世論喚起をお願いする次第です。

北朝鮮の宗教弾圧

——国連北朝鮮人権調査委員会報告(詳細な事実認定)より※——

※本訳文は、国連北朝鮮人権調査委員会報告「詳細な事実認定」(2014年2月17日)の部分訳(pp. 67-73)であり、原文は<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/CoIDPRK/Pages/Documents.aspx>である。

世話人 木村亮訳 

240. 信教と宗教表現の自由は、市民的政治的権利に関する国際規約第18条、第19条、子どもの権利条約第13条、第14条で保障されている。いずれの条約も締約国に対して、それらの権利を認めるだけでなく、関連する権利である結社や平和的集会の自由への権利を保護するよう要求している(註253)。これらの条約の締約国であるにもかかわらず、朝鮮民主主義人民共和国〔以下、共和国〕の市民にはこうした保護が与えられておらず、その結果、彼らはみずから選んだ宗教を実践できないということを示し、本委員会は見出した。

(註 253) 市民的政治的権利に関する国際規約第 21 条, 子どもの権利条約第 15 条を参照。

(a) 個人崇拜の制度化

241. ロンドン公聴会で, スチュアート・ウィンザー師は, 「いっさいの政治的逸脱を許さない」ような「個人崇拜と揺るぎない服従の要求」の制度化について証言した(註 254)。ウィンザー師は, 金日成に向けられる崇拜と敬愛を宗教と比較したうえで, 十大原則〔訳註 1〕のいくつかの準則に, 国家イデオロギーの宗教的性格を示す要素が含まれていることを強調した(註 255)。なかでも第 4 原則はこうである。

偉大な首領・金日成同志の革命思想を信念として受け入れ, 首領の教示を信条化しなければならない。偉大な首領・金日成同志の革命思想を確固たる信念として受け入れ, 首領の教示を信条化することは, 首領に限りなく忠実な主体型の共産主義革命家になるための最も重要な要求であり, 革命闘争と建設事業の勝利のための先決条件である。

(註 254) ロンドン公聴会, 2013 年 10 月 23 日, 第 5 セッション(文書での提出書類も参照している)。

〔訳註 1〕「党の唯一思想体系確立の十大原則」。1974 年に朝鮮労働党(共和国の独裁政党)中央委員会により決定され, 金日成の絶対化・神格化を確立した。北朝鮮の事実上の憲法とも言われる。

(註 255) このような準則の例は下記のようなものである(北韓人権市民連合の英訳による)〔下記および本文中の日本語訳は, North Korea Today によるもの〕。

2. 1 革命の英才であり, 民族の太陽であり, 伝説的英雄である偉大な金日成同志を首領に頂いていることを最大の幸福, 最高の栄誉と思い, 首領を無限に尊敬し, 欽慕し, また永遠に仰ぎ奉らなければならない。
2. 3 偉大な首領・金日成同志の教えの道こそはまさに勝利と栄光の道であることを固く信じ, 首領に全的にすべての運命を託し, 首領の領導に従って進む道には不可能はないという鉄のような信念をもって, 首領の導く革命理論に身と心を共に捧げなければならない。
3. 1 偉大な首領・金日成同志以外にはどこの誰も知らないという確固たる立場と観点を堅持しなければならない。
3. 6 敬愛する首領・金日成同志の肖像画, 石膏像, 銅像, 肖像徽章, 首領の肖像画を掲載した出版物, 首領を形象化した美術作品, 首領の現地教示板, 党の基本スローガンなどを丁重に取り扱い, また徹底して保衛しなければならない。
4. 3 偉大な首領・金日成同志の教示を無条件に受け入れ, それを尺度としてすべてを点検し, 首領の思想意思どおりに思考し, 行動しなければならない。
4. 10 偉大な首領・金日成同志の革命思想と食い違う資本主義思想, 封建儒教思想, 修正主義, 教条主義, 事大主義をはじめとするあらゆる反党的, 反革命的思想潮流に反対して鋭く闘うことによって, 首領の革命思想, 主体思想の純潔性を徹底的に固守しなければならない。
5. 2 敬愛する首領・金日成同志の心配りを分かち合うことを最上の栄誉であり, 神聖な義務であるとわきまえ, すべてのものを捧げて闘争しなければならない。

242. ソウルで A 氏〔男性〕が本委員会に教えたところによれば, 「北朝鮮では, 許される唯一のイデオロギー, 唯一の宗教は, 金日成のイデオロギーである」(註 256)。本委員会が見出したところによれば, 公式の国家イデオロギー以外のあらゆる信条体系に対する不寛容と否認は, 事実上, 人々の信教の自由の権利に対する,

また自分の選択で宗教や信条を抱いたり選んだりする自由の権利に対する、不寛容と否認を意味していた。

▶ワシントン公聴会でX氏〔女性〕はこう述べた。「北朝鮮の社会全体を、一種の宗教団体と考えてもいいでしょう。宗教指導者は金日成、聖典はチュチェつまり主体のイデオロギーです。ですから、もしそれ以外の宗教——キリスト教でもカトリック教でも何でも——があったら、もし多少ともその、彼らの中心的な宗教〔公式の国家イデオロギー〕と競合する宗教があったら、それは金日成教の基礎を掘り崩していくでしょうから、指導的地位を維持したり、北朝鮮社会を統制したりすることが難しくなるでしょう。だから、もし北朝鮮の人々が、金日成は本当の神様ではないかもしれない、世の中には別の神様もいるかもしれない、と気づきはじめたら、それは指導層にとってよくないことです。指導層は北朝鮮社会に他のどんな宗教も生じさせまいとし、他の宗教を迫害してきたのです（註257）」

（註256）ソウル公聴会，2013年8月22日午後（02:32:10）。

（註257）ワシントン公聴会，2013年10月30日（02:45:50）。

243. 共和国の憲法は、第68条で信教の自由を認めている。これは限定つきの権利であり、宗教建造物を建てたり宗教式典を催したりする場合には認可を求めなければならない。憲法は、「宗教は、外国の力を引き入れるための口実として利用されてはならず、国家と社会秩序を害するために利用されてもならない」とも定めている。

244. 朝鮮でキリスト教は、初めてそれに触れた17世紀以来の、長い歴史をもっている。北部ではキリスト教は格別の牽引力を身につけ、平壤はときに「東方のエルサレム」と表現された（註258）。20世紀には、天道教という、儒教と道教と仏教の要素が組み合わされた宗教が現れ、多数の信奉者を得た。クリスチャン・ソリダリティ・ワールドワイドが引用した推計では、1950年には宗教的信念をもつ者が共和国人口の28%以上いた。他方、朝鮮労働党の1950年版の年鑑はその数字を、ほぼ24%としていた。共和国から国連人権理事会に提供された数字にもとづいて推定すると、2002年には、宗教を信奉する者は人口のたった0.16%しかいない（註259）。要するに、公式の統計によれば、1950年には200万人以上の共和国国民が宗教信者であったのに対し、2002年には約3万8000人である（1950年には総人口900万人、2002年には約2300万人と報告されていることに鑑みて）（註260）。

（註258）Andrei Lankov, "North Korea's missionary position," Asia Times Online, 16 March 2005.

<http://www.atimes.com/atimes/Korea/GC16Dg03.html>; Michael Breen, Moon Sun-myung, "The Early Years, 1920-53: Chapter 6—Jerusalem of the East."

<http://www.unification.org/ucbooks/earlyyears/Chap06.htm>

(註 259) HRI/CORE/1/Add.108/Rev.1, p. 10; CCPR/CO/72/PRK/Add.1, p. 3.

(註 260) Christian Solidarity Worldwide, "North Korea: A Case To Answer – A Call To Act", 2007, p. 65. <http://dynamic.csw.org.uk/article.asp?t=report&id=35>.

(b) 宗教の迫害

245. 本委員会が受け取った情報が示すところによれば、共和国における宗教迫害は、朝鮮戦争以前に始まっている。信教の自由の保障をとまなう和解と統一という美辞麗句の一方で、同時に発せられていたメッセージは、信仰者は帝国主義支持者であり封建制擁護者であるというものだった(註 261)。宗教抑圧の全期間は、4つの局面に分けて記述されてきた(1946-50年＝朝鮮戦争に先立つ時期、1950-53年＝朝鮮戦争期、1953-71年＝金日成主義運動に先立つ時期、1972年-現在＝主体の時代)(註 262)。朝鮮戦争期と、金日成主義運動に先立つ時期とが、宗教信者に対する迫害の最も凶悪な時期だったとされる。信仰者は殺され、追放され、投獄された。なかでもキリスト教は最も標的にされてきたと言われる。そうなった理由は、キリスト教運動が他の宗教よりも組織化されていたためであり、またアメリカとつながっていると考えられたためである。第3の局面が終わりに近づき、第4の、すなわち現在の局面が準備されるなかで、天道教派のメンバー、キリスト教徒、仏教徒は、「成分」体系〔身分制度〕の下で敵対階級〔最下層〕に入れられることになった(註 263)。

(註 261) Won Jae-chun, "Religious Persecution in North Korea: Process and phases of oppression 1945-2011", International Journal for Religious Freedom, vol. 4, No. 1 (2011), pp. 87-100.

(註 262) 北朝鮮人権情報データベースセンター(NKDB)は、1945年から現在までを6つの時期に分けている。"Religious Freedom in North Korea", January 2013, pp. 28-41.

(註 263) Won Jae-chun, "Religious Persecution in North Korea: Process and phases of oppression 1945-2011", pp. 87-100.

246. 1990年代、食料危機の絶頂で、中国に逃れ出た人々がそこで地域教会に接し、しばしば援助を受けるにつれて、自主的なキリスト教運動が育っていった。ある目撃証言者は、共和国内に地下教会が存在するということを、キリスト教徒らが信仰をおこなうため家などに密かに集まるという実例に言及しつつ、主張した。秘密の宗教活動は2000年代初頭以降に増えていることが示唆されてきた。もっとも、それ以上具体的な詳細を知るのは難しい(註 264)。ある推計は、いまだ20万人から40万人のキリスト教徒が、高い危険性にもかかわらず共和国内で、密かにキリスト教を信仰していると示唆している(註 265)。

(註 264) NKDB, "Religious Freedom in North Korea", pp. 41, 98-102.

(註 265) 本委員会への提出文書, SUB048.

247. 一般に、宗教に対する共和国の政策は、二面性をもつものとして表現されてきた。国際社会に向けては、宗教に対する寛容という外見を保ち、実際には内部で、宗教活動を抑圧してきたのである(註266)。

(註266) NKDB, "Religious Freedom in North Korea", p. 28.

248. 共和国が〔国連人権理事会による〕普遍的定期的審査に提出した意見書では、公認のキリスト教団や他の宗教の信者団体が、いくつかあることが強調されている。そこにはこう述べられている。

「朝鮮キリスト教徒連盟、朝鮮仏教徒連盟、朝鮮ローマ・カトリック連合、朝鮮天道教会、朝鮮宗教者協会といった宗教団体がある。近年は、平壤の鳳水(ポンス)キリスト教会、長忠(チャンチュン)ローマ・カトリック教会、および開城(ケソン)の龍城(リョンソン)仏教寺院が改築・拡張され、また金剛(クムガン)山の神溪(シンゲ)寺、龍岳(リョンアク)山の法雲(ポブン)庵は元の状態に復元された。ロシア正教会が2006年8月に平壤に建設され、共和国に滞在するロシア人信徒たちがそこで宗教儀式をおこなっている。宗教団体の発行物として、『天道教経典』『天道教摘要』『旧約聖書』『賛美歌集』『選択と実践』『ローマ・カトリック教を学ぼう』『宗教生活への歩み』『カトリックの祈り』といったものがある。」(註267)

(註267) A/HRC/WG.6/6/PRK/1, para. 45.

249. さらに、1999年12月の国連人権理事会への、共和国からの意見書によればこうである。

「宗教団体が運営する宗教教育機関がある。朝鮮キリスト教徒連盟中央委員会は平壤神学校を運営し、朝鮮仏教徒連盟中央委員会は仏教学校を運営し、天道教団の朝鮮中央教導委員会は天道教中等学校を運営し、ローマ・カトリック朝鮮連合中央委員会も学生に教育をおこなっている。1989年にわが国は、金日成大学に、新たに宗教学部を設置した。学生の親たちの、わが子にそんな教育を受けさせたいという願いを、考慮したためである。」(註268)

(註268) CCPR/C/PRK/2000/2, para. 116.

250. さらに、「家庭集会(教会)」もあり、共和国政府もその存在を認識していて、その数は500と主張しているという(註269)。こうした集まりに参加するのは、1950年以前にキリスト教徒だった家族をもつ個人のようなものである。そのような者として、宗教指導者や宗教用具なしで、礼拝に集まることを認められている。ほとんどの家庭集会は都市にあり、そこに出席している家族は、しばしば独立の住居に隔離されている。金日成大学に1989年に設けられた宗教研究は、プロテスタント、カトリック、仏教、天道教、イスラームをカバーしている(註270)。

(註 269) U.S. Commission on International Religious Freedom (USCIRF), "2013 Annual Report", April 2013, p. 111. <http://www.uscifr.gov/reports-briefs/annual-report/2013-annual-report>.

(註 270) Korean Bar Association (KBA), *2012 White Paper on Human Rights in North Korea*, p. 262.

251. しかし、証人たちの主張してきたところによれば、このような研究を手がけることができるのは、体制にかなり忠実な市民に限られる。このような研究を修める人のなかには、そのまま国家公認教会で聖職者となる者もいる。さらに、本委員会が証人から教わったのは、国家公認教会は、外貨を稼ぐために存在しているということである。こうした教会に所属する者は、外国人に接触して外部から資金を調達することを期待されているのである(註 271)。ある報告書に、金日成大学に出席していたことのある者の証言があり、「(金日成大学の) 課程を修めた者は、隠れた宗教活動をつきとめるために、宗教連盟や外国貿易部門で、あるいは国境警備員として、働いている」と述べている。この報告書は、国家公認教会は外国からの旅行者に見せる展示物だと断定している(註 272)。証人たちは本委員会に、国家の許可により設立された教会は、キリスト教をすすんで実践したいと願う者に開かれた本物の教会ではない、ということも教えてくれた(註 273)。

(註 271) ティモシー氏, ソウル公聴会, 2013年8月22日午後. TLC018.

(註 272) USCIRF, "2013 Annual Report", pp. 110-111.

(註 273) ティモシー氏, ソウル公聴会, 2013年8月22日午後. TLC024.

252. ある団体は、共和国のキリスト教徒たちから直接受け取った証言にもとづき、次のように総括した。(i) 平壤以外には、共和国に、教会らしきものは存在しない。また、当局に認可された家族教会(家庭教会)がどれだけ機能しているか、どれだけ自由に活動できているかは、疑わしかった。(ii) 現存している教会と寺院は、実質的に、外向けの政治宣伝と政治目的のために使われている。(iii) 聴き取りをした元・共和国市民の全員が、個人レベルで宗教を実践すれば間違いなく迫害されるだろうと述べた(註 274)。元・共和国国民の報告によれば、仏教寺院は単に遺産・文化遺跡として維持されており、崇拜の場としては機能していない(註 275)。

(註 274) Korea Institute for National Unification (KINU), *White Paper on Human Rights in North Korea* (2013), pp. 270-271.

(註 275) USCIRF, "2013 Annual Report", p. 111.

(c) キリスト教実践が政治犯罪に

253. 本委員会が見出したところによれば、平壤限定とは思われるが国家公認の教会を設立しているにもかかわらず、キリスト教についての国家から人民へのメッセージは明らかに、共和国の一般市民がキリスト教を受け入れることは認められない、と示唆するものである。キリスト教は、薬物、麻薬、罪悪、そして西洋による資本

主義的侵略の道具、と例えられてきた。キリスト教の宣教師は、アメリカ資本主義の産物であり、吸血鬼のような所業であると表現されてきた(註276)。これは、金日成が宗教について述べた際の表現と符号している。「宗教は、一種の作り話である。イエスを信じるのも、仏陀を信じるのも、つまるところ、作り話を信じているのだ」。彼はさらに、「われわれは、宗教を信じる者を社会主義社会に連れて行くわけにはいかない」、「宗教を信じる者は、死んで悪癖を除くべきだ」と言った(註277)。

▶金(キム)ソング氏はロンドン公聴会で、本委員会にこう述べた。「私の知る限り、北朝鮮は宗教を麻薬か薬物のようなものと信じており、だから完全に根絶やしにすべきと思っています。宗教は民衆のアヘンであるという、マルクス主義の信念の現れです〔訳註2〕。」(註278)

(註276) ティモシー氏、ソウル公聴会、2013年8月22日。TLC018。本委員会への提出文書の中のある証人は、子どもの頃、病院の地下にはキリスト教徒が隠れ住んでいて、罪もない人を誘い込んで殺し、血を抜き取って悪い人たちに売っているのだという話を聞いたという。SUB048。

(註277) KBA, 2012 *White Paper on Human Rights in North Korea*, p. 255 and footnote 33.

〔訳註2〕カール・マルクス「ヘーゲル法哲学批判」序説。ただし、マルクスの真意は、それに続く文に現れている。「民衆の幻想的幸福としての宗教を廃棄することは、民衆の現実的幸福を要求することである。……その幻想を必要とするような状態をすてると要求することである。宗教の批判は、したがって宗教を後光とするこの苦界の批判をはらんでいる」(『マルクス=エンゲルス全集』第1巻、大月書店、415頁)。

(註278) ロンドン公聴会、2013年10月23日、第1セッション(01:05:06)。

254. キリスト教を実践することは、明示的に犯罪とされてはいないが、實際上、当局はそれを政治犯罪と見なしている。国家安全保衛部〔秘密警察〕が、キリスト教徒をつきとめるために、ありとあらゆる努力をしていることを、本委員会は見出した。ある報告書は、国家安全保衛員たちが、宗教実践者は政治犯であるとの考えにもとづき、宗教活動を抑圧するためにいかに訓練を積んでいるか、また、隠れた宗教活動を暴くといかに報酬を受けられるかを、述べている。これらの保衛員たちは、宗教についての教育も受けたと話した。祈祷会に潜入したり、宗教指導者のふりをしたり、偽物の地下教会をつくったりするための準備である(註279)。摘発されたキリスト教徒は、キリスト教地下教会の他のメンバーを特定するために、長期にわたり、たいてい拷問のもとで、尋問される。国家安全保衛部は、中国にある韓国教会の動きも監視しており、中国から送還された者〔北朝鮮脱出を試みて中国で捕まった者〕に対して、その周囲のキリスト教実践者をつきとめるため、系統的に尋問をおこなっている。

(註279) USCIRF, "A Prison Without Bars", March 2008, chapter 5; USCIRF, "2013 Annual Report", pp. 108-116.

255. ある提出文書は、共和国で密かに信仰を実践しているキリスト教徒たちの広

範な証言にもとづいて、なぜキリスト教徒が当局から搜索され政治犯と見なされるのか、3つの理由を挙げている。「(1)キリスト教徒は、指導者〔金日成一族〕を心から崇拜してはならず、他のイデオロギーを信奉しているので、社会の安定に対する脅威となるため。(2)キリスト教徒は、「韓国やアメリカのようなキリスト教国家」のスパイと考えられているため。(3)キリスト教徒は、東欧・ソ連の共産主義圏の終焉に対して責任があると考えられているため。例えばポーランドでは、ローマ・カトリック教会は強力な反体制勢力だった。ルーマニアのニコラエ・チャウシェスク体制を終わらせた抗議行動のきっかけをつくったのは、ハンガリーの(プロテスタントの)牧師ラスロ・トケッシュであった。彼は公然と政府を批判し、教会所有のアパートから追い出されることを拒否したのである(註280)。

(註280) 本委員会への提出文書。SUB048.

256. 本委員会が数多くの証人から聞いたところによれば、中国から強制送還された者は、韓国やアメリカ出身の教会や宣教師と接触したかどうか、系統的に尋問を受ける。もし、アメリカ人宣教師や韓国人宣教師を含め、外国人と接触していたことがばれると、送還の際にいつそう苛酷な罰を受けることとなり、政治囚収容所〔訳註3〕に送られることもある(註281)。本委員会は、次のような証言を受け取った。

▶ある証人〔女性〕の説明によると、彼女が送還された後、特に質問されたのは、中国にある教会に行ったかどうかということだった。彼女はふたたび脱北して中国に行き、また捕まったが、今度は、キリスト教徒だと自白させるために、1年間にわたって勾留・尋問された。彼女がキリスト教を信仰していることを友人が当局に話したのだと聞かされた。彼女は自白を拒否して、11号教化所〔刑務所〕に送られた(註282)。

▶ティモシー氏の父は、中国の「地下教会」でキリスト教を学んだが、2003年に、39人の北朝鮮人キリスト教徒とともに逮捕された。その全員が送還され、ティモシー氏の父は耀徳(ヨドツク)政治囚収容所に送られた。父の逮捕により、当時14歳ほどだったティモシー氏も、1年間、労働鍛錬所に送られた。にもかかわらず彼はキリスト教徒になり、数年にわたり共和国で密かにキリスト教を普及した。彼は、これは秘密裏にやらねばならないことで、さもなければ逮捕され政治囚収容所に送られる危険があるということを理解していた。彼はまた、キリスト教信仰のために政治囚収容所行きを宣告された同志についても語った(註283)。

▶A氏〔男性〕の2人の姉妹はいずれも、宗教の信仰と活動のために厳しい罰を受けた。1人は、友人にキリスト教を説いているところを見つかり、聖書を携えた状態で逮捕され、通常の刑務所(教化所)で13年という刑を宣告されることとなった。もう1人は、中国で捕まった。1人目のほうは教化所で、飢餓的な食料配

給と、恐ろしく劣悪な生活条件によって、ほとんど死にかけになったが、3年間の監禁の後、A氏がかなりの賄賂を払ってようやく外に出ることができた。2人目のほうは、中国でキリスト教を実践していたことと、韓国に逃げようとしていたことがばれたため、政治犯の烙印を押されることとなった。彼女は耀徳政治囚収容所に送られ、その後は消息不明である（註284）。

▶2006年、中国は金ソングジュ氏の母を共和国に強制送還した。金氏の証言によると、中国当局は共和国の対応部署に対して、金氏の母が中国でキリスト教を実践していたと伝えた。金氏の母は、国家安全保衛部から6か月にわたり尋問された末、教化所で3年との刑を宣告された。ところが、尋問での苛酷な扱いと飢えによって、彼女は衰弱しきっており、教化所にそのまま送ることができなくなっていた。警察は彼女を地域の病院に送った。彼女はそこでベッドに縛りつけられた。金氏の叔父が彼女を訪ねたが、叔父が持ってきた食べ物も食べられないほど弱っていた。金氏の母は病院のベッドに縛られたまま餓死した。人民保安省〔警察〕は親戚に知らせなかったため、親戚たちは遺体を取り返すことができなかった（註285）。

▶ある証人〔男性〕によれば、彼は息子が国家安全保衛部に逮捕されて18号管理所〔政治囚収容所〕に送られたと考えている。なぜなら息子は中国で、国家安全保衛部の監視下にある韓国系アメリカ人の牧師とともに聖書を学んだからだという（註286）。

〔訳註3〕共和国内に、少なくとも4つは存在する広大な強制収容所。内部用語で「管理所」と呼ばれる。外部から完全に遮断され、収容者は、わずかな食料配給で、炭鉱などでの苛酷な奴隷労働を強いられている。看守による暴力（性暴力を含む）が蔓延しており、収容所規則に違反した者は残酷な処刑を受ける。その恐ろしい実態については、申東赫『北朝鮮14号管理所からの脱出』（白水社、2012年）などを参照。

（註281）KINU, ソウル公聴会, 2013年8月21日午後. TAP013.

（註282）TBG006.

（註283）ティモシー氏, ソウル公聴会, 2013年8月22日午後.

（註284）ソウル公聴会, 2013年8月22日午後.

（註285）ロンドン公聴会, 2013年10月23日, 第1セッション（非公開インタビューの証人による追加の詳細情報もふまえている）.

（註286）TJH010.

257. 2011年に、両江道(リャンガンド)出身のある女性は、同志の信仰者が拷問により彼女の名前を漏らした後、朝鮮人民軍の軍保安員による逮捕をかわろうじて逃れた。彼女や他の証人は本委員会に対し、聖書を所有していて捕まった者は尋問の際にいかにか拷問されるか、また場合によってはその後どう処刑されるか、についても語った（註287）。

（註287）TJH017, TJH018, TSH039.

258. 平壤にある限られた数の国家公認礼拝施設に対する寛容ぶりや、信教の自由を示唆するいくつかの事柄にもかかわらず、共和国には宗教を信仰する実質的な自由が存在しないことを本委員会は見出した。宗教の信仰は、国家が支える金日成一族の個人崇拜と、基本的に両立しえないか、敵対するものとして扱われている。みずからの宗教信仰を実践した共和国内の多数の人々が、厳しく処罰され、死に追い込まれさえしてきた。その結果、共和国で宗教を信奉する人口は、共和国自身が提供する推計で見て、1950年に人口の24%ほどであったのが、2002年に人口の0.16%にまで低下した。

7月の学習会のお知らせ

日時 2014年7月5日(土) 13時00分～16時00分

参加無料・予約不要 ●日本語字幕付きです。
●15歳未満の方はご遠慮ください(ショッキングな描写を含むため)

会場 人権ライブラリー会議室

東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F Tel.03-5777-1802
JR浜松町駅 南口徒歩8分/都営三田線芝公園駅 A3出口徒歩4分/
都営大江戸線・浅草線大門駅 A3出口徒歩5分



キリスト教徒が徹底的に弾圧される北朝鮮で、
外の世界に憧れを抱きながら
ひそかに信仰をつなぐ人びとに起きた、ある「事件」。
実話をもとに構成された物語。

神から遣わされた人

韓国で話題沸騰の映画を日本初上映!